

○北海道警察保護対策実施要綱の制定について

令和4年3月25日

道本捜4第4380号（生企・地・刑・組・薬銃・交企・公一合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

（概要）

本通達は、暴力団による不当な行為の防止等に関羽る法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という）に基づく暴力団の指定に伴い、暴力団から危害を受けるおそれのある暴力団対策法の運用関係者、暴力団等による犯罪の被害者、参考人等に対する保護措置の徹底を図るため「北海道警察保護対策実施要綱」を制定し、

- 保護対象者の指定
- 保護区分の指定
- 基本的配意事項
- 保護対策官の設置及び任務
- 保護対策責任者の設置及び任務
- 保護対策の策定
- 保護対策の実施

等について定めたものである。